

HP

## 高齢者交通料金助成をご利用の方へ ～ポイント（助成金）の交換について～

高齢者交通料金助成をご利用の方は、市電・函館バスに乗車するとポイント（助成金）がたまります。

忘れずにポイント交換機から「イカすニコモカ」にポイントを移してください。

※ ポイント交換後は、使用期限はありません。



### ポイント交換機設置場所

▷アクロス十字街▷函館市役所▷中央図書館▷亀田交流プラザ  
▷恵山支所▷南茅部支所▷総合福祉センター  
▷谷地頭老人福祉センター▷桔梗福祉交流センター  
▷交通部駒場乗車券販売所▷函館駅前バス案内所  
▷函館バス各営業所▷丸井今井函館店▷シエスタハコダテ  
▷コープさっぽろ湯川店▷スーパーアークス戸倉店  
▷ポールスターショッピングセンター

お問い合わせ 高齢福祉課 ☎21-3021

HP

## 飲酒運転は重大な 犯罪です！



同乗者や飲酒を勧めた人も罰せられることがあります。

「これくらいなら」「少しの距離だから」という気持ちを捨て、飲酒運転は絶対にしてはいけません！

飲酒した翌日にもアルコールの影響が出ることがあります。

翌日に運転する予定があるときは、飲酒量や飲酒時間に配慮しましょう。

**飲酒運転は「しない！」「させない！」  
「許さない！」そして「見逃さない！」**

お問い合わせ 交通安全課 ☎21-3190

HP

## 介護保険法改正のお知らせ

お問い合わせ 介護保険課 ☎21-3023

### 介護保険施設等における負担限度額の変更について

介護保険施設やショートステイにおける負担限度額が以下のとおり変更となります。

#### ■認定要件である預貯金額の上限の見直し

	7月まで		8月から	
	年金収入等80万円以下 (第2段階)	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円	夫婦 1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①)	単身 550万円		夫婦 1,550万円	
年金収入等120万円超 (第3段階②)	単身 500万円		夫婦 1,500万円	

※ 「年金収入等」とは、公的年金等収入金額（非課税年金含む）+その他の合計所得金額をいいます。

#### ■食費（日額）の負担限度額の見直し

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	7月まで	8月から	7月まで	8月から
年金収入等80万円以下 (第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下 (第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超 (第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

※ 食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変更となります。

### 高額介護サービス費の自己負担上限額の変更について

8月1日以降に利用されたサービス分から、市民税課税世帯の方の自己負担上限額が変更となります。

区 分	自己負担上限額
生活保護の受給者または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方	15,000円
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円
世帯全員が市民税非課税で、上記以外の方	24,600円
市民税課税世帯で、課税所得380万円未満の方	44,400円
市民税課税世帯で、課税所得380万円以上690万円未満の方	93,000円
市民税課税世帯で、課税所得690万円以上の方	140,100円

### 介護保険負担限度額認定証の更新申請手続き

現在交付している認定証は7月31日が有効期限です。引き続き減額認定を受ける場合は、8月中に市役所または各支所の介護保険担当窓口で申請手続きをしてください。

## マイナンバーカードを作리ませんか

お問い合わせ 戸籍住民課 ☎21-3745

### ■出張申請サポートを実施します

日時・会場 8月7日(土)・8日(日) 午前9時半～午後4時半 イオン上磯店  
8月28日(土)・29日(日) 午前9時半～午後4時半 イオン湯川店

持参するもの ①本人確認書類（運転免許証、パスポート等1点または健康保険証、介護保険証等2点）、②通知カード（緑色の紙のカード）

### ■休日・夜間交付窓口を開設します

平日の日中、マイナンバーカードを受け取りに来られない方を対象に、市役所本庁舎（戸籍住民課）と亀田支所で休日・夜間交付窓口を開設します。日程等詳しくは市のHPをご覧ください。



HP